

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年12月15日提出
【計算期間】	第16特定期間(自 平成26年3月18日至 平成26年9月16日)
【ファンド名】	日興スリートップ（隔月分配型）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

世界の債券および株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

## 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回 (隔月)	欧州		( )
公債				
社債				
その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 (その他資産(投資 信託証券(株式、 債券)))		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

資産複合 資産配分固定型(その他資産(投資信託証券(株式、債券)))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年6回(隔月)

目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

## ファンドの特色

**特色  
1**

世界の債券および株式に幅広く分散投資を行ない、  
収益の源泉を分散するとともに、  
高水準のインカムを追求します。

**特色  
2**

お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、  
隔月分配型と資産成長型をご用意しました。

**組入債券や株式の利子・配当等収益を原資として分配を行ないます。**

- ◆ 隔月分配型は、奇数月(原則15日)に決算を行ない、安定的な分配を行なうことをめざします。
- ◆ 資産成長型は、年1回(原則9月15日)決算を行ないます。
- ◆ 隔月分配型と資産成長型は、ファンド間のスイッチングが可能です。  
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

**特色  
3**

各資産の運用については、各分野において  
世界屈指のマネージャーを選抜しました。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

特色  
1**世界の債券および株式に幅広く分散投資を行ない、  
収益の源泉を分散するとともに、高水準のインカムを追求します。**

- ◇世界の債券や株式などで運用を行なう投資信託証券などをバランスよく組み合わせることにより、マーケット環境などに左右されにくい、安定した資産の成長をめざします。
- ◇日興グローバルラップの助言に基づき、資産配分比率を随時見直します。
- ◇外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

## 当ファンドの基本ポートフォリオ



※上記は基本ポートフォリオ(2014年9月末現在)であり、実際の資産配分比率とは異なる場合があります。

## 【ご参考】各資産の特性

## ① 高格付債券



景気が後退する局面において、良好なパフォーマンスが期待できます。

② 世界株式、  
世界高配当株式

景気が回復する局面において、良好なパフォーマンスが期待できます。

③ 高利回り債券、  
新興国債券

景気が拡大する局面において、良好なパフォーマンスが期待できます。

※上記はイメージ図であり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

特色  
2**お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、  
隔月分配型と資産成長型をご用意しました。**

## 分配方針

## 隔月分配型

隔月に安定的な分配を行なうことをめざします。

- ◇インカム収益(組入債券や組入株式の利子・配当等収益)を原資として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に安定した収益を行なうことをめざします。
- ◇更に、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額に加えて、値上がり益を積極的に分配する場合があります。

## 分配金受取のイメージ



## 資産成長型

年1回、決算を行ないます。

- ◇毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ないます。
- ◇毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。

## 分配金受取のイメージ



※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

特色  
3

各資産の運用については、  
各分野において世界屈指のマネージャーを選抜しました。

各資産への投資比率については、  
日興グローバルラップ株式会社の助言をもとに、  
日興アセットマネジメントが最適と考える資産配分を行ないます。

nikko am

日興スリートップ  
(隔月分配型)  
(資産成長型)

←  
資産配分に関する  
投資助言

日興グローバルラップ

前身の「株式会社グローバルラップ・コンサルティング・グループ」は1998年2月設立、1990年代に米国で急拡大したサービスである「投資信託ラップ」を日本で初めて導入。2006年12月、同社が「日興コーディアル・アドバイザーズ株式会社」と合併し、「日興グローバルラップ株式会社」として発足。有価証券に関する投資顧問・投資一任業務等に加えて、資産配分の策定や、運用会社およびファンドの評価・選定、投資教育・研修などの業務を行ないます。

PIMCO  
グローバル債券  
ストラテジー  
ファンドJ(JPY)

高格付債券  
世界の債券のうち、  
格付の高いものを  
指します。

PIMCO  
グローバル  
ハイイールド  
ストラテジー  
ファンドJ(JPY)

高利回り債券  
世界の債券のうち、  
信用リスクが高い  
反面、利回りの高い  
ものを指します。

PIMCO  
エマージング債券  
ストラテジー  
ファンドJ(JPY)

新興国債券  
世界の債券のうち、  
新興国通貨で発行  
されたものを指し  
ます。

キャピタル  
グループ  
グローバル  
エクイティ・ファンド  
(LUX)(クラスC)

世界株式  
世界各国の株式を  
指します。

グローバル  
高配当株式  
マザーファンド

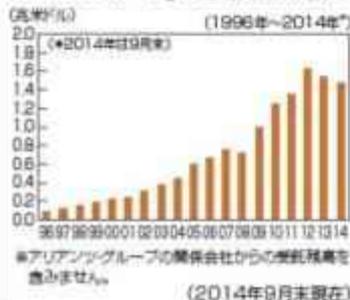
世界高配当株式  
世界の株式のうち、  
配当利回りが高い  
ものを指します。

PIMCO

PIMCO(パシフィック・インベストメント・  
マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

PIMCOは米国カリフォルニア州に本拠を置き、約161兆円(2014年9月末現在)の運用資産残高\*を持つ世界有数の資産運用会社です。特に、債券アクティブ運用に高い専門性と歴史を持ち、債券運用では世界最大級の規模を誇っています。最先端の運用技術を駆使し、付加価値の源泉の多様化による安定した超過収益の獲得と厳格なリスク管理を図っています。

「PIMCOグループ」の運用資産残高推移

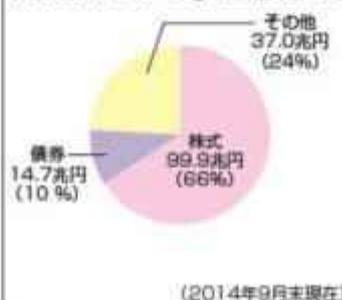


CAPITAL GROUP\*

キャピタル・インターナショナル・  
エス・エイ・アール・エル

長期的視点で実践するグローバル投資に定評がある世界最大級の運用会社、キャピタルグループの一員です。ボトムアップ・アプローチによる徹底した個別銘柄調査に基づく運用に特徴があり、世界各地に運用プロフェッショナルを配置し、グローバルなリサーチ体制を通じた独自の視点で投資機会を発掘します。グループ全体の運用資産残高は約152兆円(2014年9月末現在)となっています。

「キャピタルグループ」の運用資産の内訳

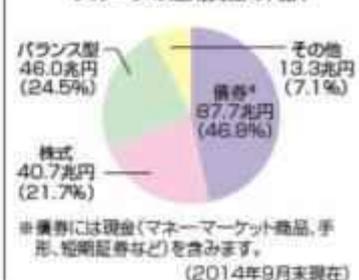


J.P.Morgan  
Asset Management

JPモルガン・アセット・  
マネジメント(UK)リミテッド

運用資産残高約188兆円(2014年9月末現在)を世界各国の株式、債券などで運用する資産運用グループ「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。同グループは、140年以上にわたる歴史を持ち、高い運用実績を誇る約400もの運用ストラテジーを世界の投資家に提供しています。

「JPモルガン・アセット・マネジメント」  
グループの運用資産の内訳



## ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



### (主な投資制限)

- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### (分配方針)

#### ◆隔月分配型

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

#### ◆資産成長型

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

#### 信託金限度額

- ・2兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

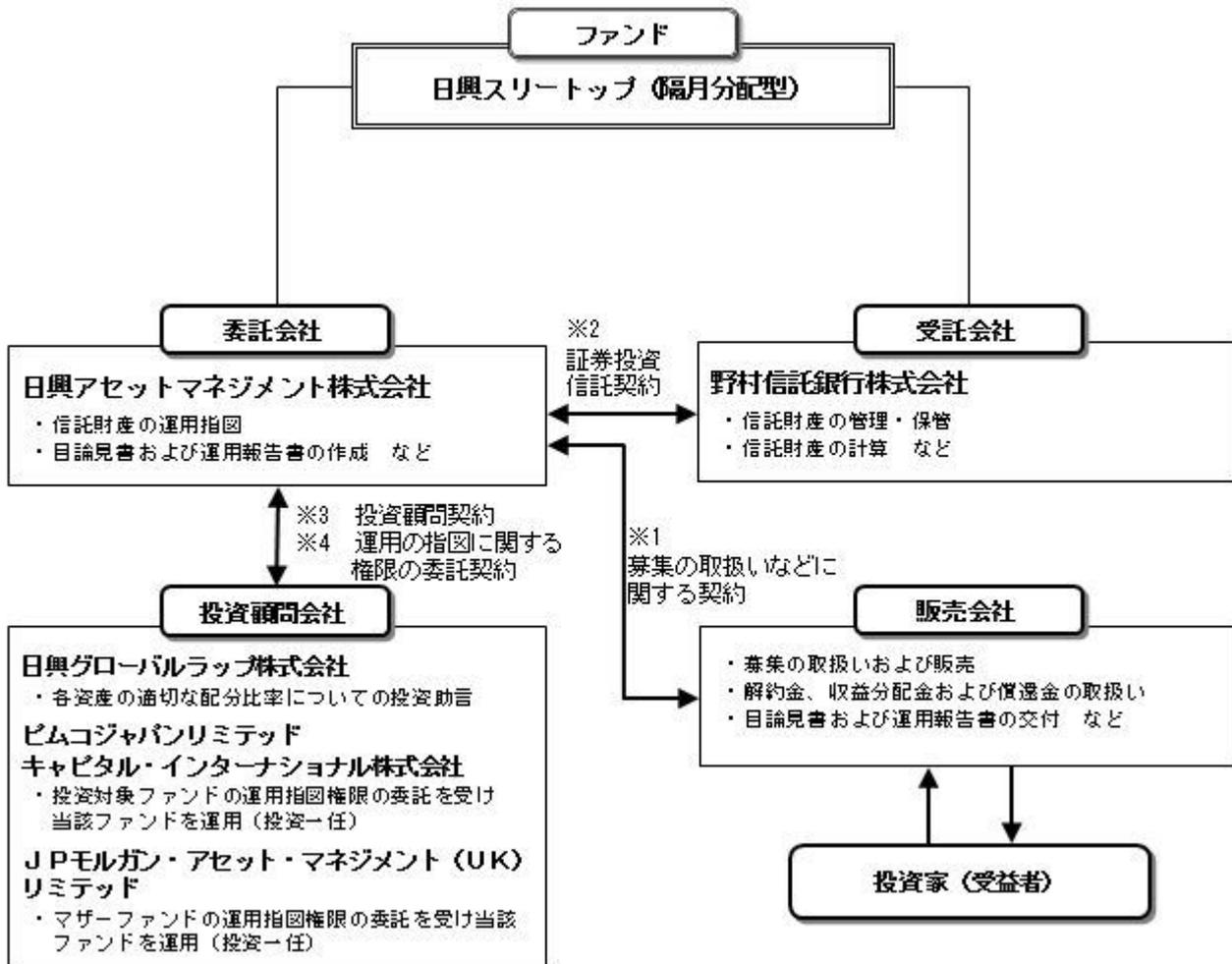
#### (2) 【ファンドの沿革】

平成18年10月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

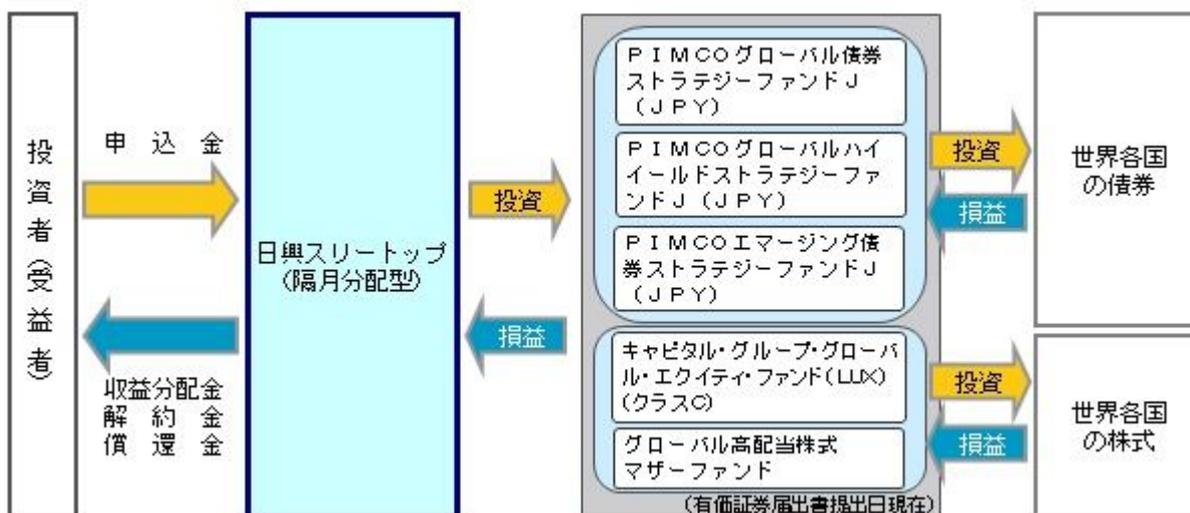
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。
- 4 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

#### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成26年9月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに分散投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることもあります。
- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引
- 2) 資金の借入

#### 投資対象とする投資信託証券の概要

- < PIMCOグローバル債券ストラテジーファンドJ (JPY) > (バミューダ籍円建外国投資信託)  
 < PIMCOグローバルハイイールドストラテジーファンドJ (JPY) > (バミューダ籍円建外国投資信託)  
 < PIMCOエマージング債券ストラテジーファンドJ (JPY) > (バミューダ籍円建外国投資信託)

名称	PIMCO グローバル債券 ストラテジーファンドJ (JPY)	PIMCO グローバルハイイールド ストラテジーファンドJ (JPY)	PIMCO エマージング債券 ストラテジーファンドJ (JPY)
<b>運用の基本方針</b>			
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行いません。		
主な投資対象	通常、ファンドの純資産総額の90%以上を、日本を除く3カ国以上の発行体が発行する債券などに投資します。	通常、ファンドの純資産総額の3分の2以上を、ユーロ建やその他の欧州通貨建あるいは米ドル建のハイイールド債券などに投資します。	通常、ファンドの純資産総額の3分の2以上を、新興国(過去5年連続で高所得のOECD諸国として世界銀行に分類されている国々以外の各国。以下同じ。)の債券、通貨などに分散投資を行いません。
	投資可能な債券は、以下のものを含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国政府、その政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券</li> <li>・ 社債</li> <li>・ 政府および企業が発行したインフレ連動債</li> <li>・ 仕組債</li> <li>・ ローンおよびローン・パーティシペーション</li> <li>・ 譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形</li> <li>・ 現先取引および逆現先取引</li> <li>・ 国際機関の債券 など</li> </ul>		
投資方針	パークレイズ・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、トータルリターンの最大化をめざします。	BofAメリルリンチ米国ハイイールド・マスター コンストレインド・インデックス50% + BofAメリルリンチ・ヨーロッパ・カレンダー・ハイイールド・コンストレインド・インデックス50%(ヘッジなし・円ベース)で算出する合成指数をベンチマークとし、トータルリターンの最大化をめざします。	JPMorgan・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラス50% + JPMorgan・GBI-EMディバースィファイド50%(ヘッジなし・円ベース)で算出する合成指数をベンチマークとし、トータルリターンの最大化をめざします。
	外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。		

<p>主な投資制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として投資時において、Baa格（ムーディーズ社による格付。また、スタンダード&amp;プアーズ社、フィッチ社およびその他の一般的に認められた格付会社による同等格の格付、またはこれらの社による格付がない場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると判断したものを含まれます。以下同じ。）以上の債券などに投資します。</li> <li>ポートフォリオの平均格付は、原則としてAa格以上とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として純資産総額の3分の2以上をBaa格（ムーディーズ社による格付。また、スタンダード&amp;プアーズ社、フィッチ社およびその他の一般的に認められた格付会社による同等格の格付、またはこれらの社による格付がない場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると判断したものを含まれます。以下同じ。）未満の債券などに投資します。</li> <li>ポートフォリオの平均格付は、原則としてB格以上とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の3分の2以上を、新興国の債券、通貨などに分散投資を行ないます。</li> <li>B格（ムーディーズ社による格付。また、スタンダード&amp;プアーズ社、フィッチ社およびその他の一般的に認められた格付会社による同等格の格付、またはこれらの社による格付がない場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると判断したものを含まれます。）未満の債券などへの投資は、ファンドの純資産総額の15%まで可能とします。</li> <li>ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、0年から8年の範囲を超えないものとします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンドの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーション±2年以内で変動させるものとします。</li> <li>エマージング国の発行体の債券などへの投資は、ファンドの純資産総額の10%まで可能とします。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1つの発行体の債券などへの投資は、ファンドの純資産総額の5%を限度として投資することができます。ただし、各国政府、その政府の部局、政府系機関、政府系企業が発行し、または保証した債券などは、この限りではありません。また、クレジットリンク債、クレジット・デリバティブなどについては、参照資産を基礎として上記投資割合を算出します。</li> <li>ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。</li> <li>ファンドは、先物取引などの派生商品に投資をすることができます。</li> <li>借入れの合計金額が各ファンドの純資産総額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行なえないものとします。</li> <li>流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の15%までとします。</li> <li>優先株式などの有価証券に投資を行なう場合があります。</li> </ul>		
<p>収益分配</p>	<p>毎月、利子収入および売買益などから分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。</p>		
<p><b>ファンドに係る費用</b></p>			
<p>信託報酬など</p>	<p>ありません。</p>		
<p>申込手数料</p>	<p>ありません。</p>		
<p>信託財産留保額</p>	<p>ありません。</p>		
<p>その他の費用など</p>	<p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。</p>		
<p><b>その他</b></p>			
<p>投資顧問会社</p>	<p>パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー</p>		

管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限(2006年10月31日設定)
決算日	原則として、毎年6月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド(LUX)(クラスC)>(ルクセンブルグ籍円建外国投資法人)

運用の基本方針	
基本方針	主として世界の株式に投資を行ない、長期的な元本の成長をめざします。
主な投資対象	主として以下の譲渡性証券およびマネーマーケット商品に投資します。 ・適格国の金融商品取引所に上場しているもの。 (適格国：MSCIワールドインデックスに随時組み入れられる国およびルクセンブルグ。以下同じ。) ・その他の規制ある市場で取引されているもの。 ・発行後1年以内に上記いずれかの要件を満たすもの。
投資方針	・原則として、適格国の公の金融商品取引所に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている世界の様々な国々の普通株式または普通株式の特性を有する譲渡性証券に投資を行ないます。 ・また、経済、社会、政治的展開、為替変動リスク、諸国の市場の流動性に然るべき配慮をしながら、主として世界先進諸国の企業の株式などの証券に重点をおいて投資を行ないます。 ・市場環境に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	以下の投資は行ないません。 ・貴金属、市況商品あるいはそれらを表象する証券。 ・不動産またはこれに関わるオプション、権利もしくは権益。ただし、不動産もしくはその権益によって担保される証券または不動産もしくはその権益への投資を行なう企業によって発行される証券への投資は行ないません。 ・証券を信用で買い付けないものとします(組入れ証券売買の決済のため必要な短期与信を除きます。)。また、マネーマーケット商品、その他の金融資産においても、空売りまたはショート・ポジションによる投資を行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
管理会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー・エス・エイ・アール・エル
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年12月末日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

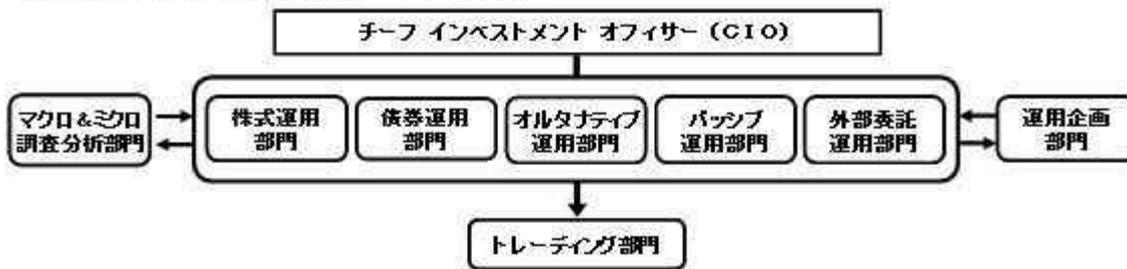
### <グローバル高配当株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界各国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行いません。
主な投資対象	世界各国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相対的に配当利回りが高く、かつ中長期的な増配および値上がりの期待できる世界各国（日本を含みます。）の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入の確保と信託財産の成長をめざします。</li> <li>・株式の銘柄選定にあたっては、各銘柄毎の配当利回り水準、配当余力に加えて、各国市況動向や、各銘柄毎のファンダメンタルズ、割安性、流動性などの分析も行ない投資を行いません。</li> <li>・株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</li> <li>・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・投資信託証券への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	JPMorgan・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成18年10月31日設定）
決算日	毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）

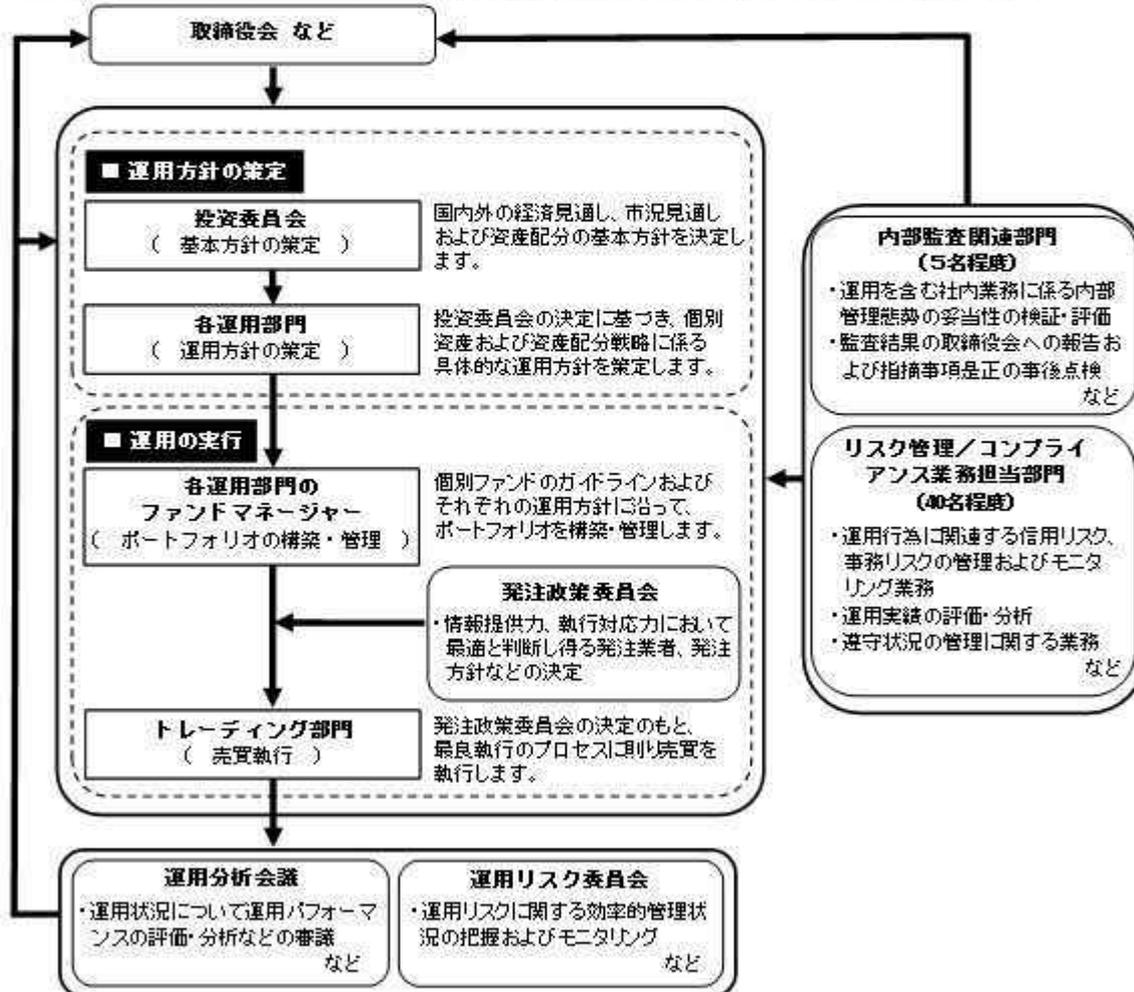
### （3）【運用体制】

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

## ◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



## ◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



## 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているなどのモニタリングを行っております。

上記体制は平成26年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 【分配方針】

## 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

## 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

## 2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、基準価額水準などを勘案し、上記安定分配相当額のほか、委託会社が決定する金額を付加して分配を行なう場合があります。

## 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

## &lt; 分配金再投資コース &gt;

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

## &lt; 分配金受取りコース &gt;

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## (5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、不動産投信(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。)の投資信託証券については、同一銘柄への実質投資割合を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て(解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
  - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
  - 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

## 3 【投資リスク】

## (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落

や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

#### 価格変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・ 一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

#### 流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

#### 信用リスク

- ・ 一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・ 一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・ 格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・ 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

#### カントリー・リスク

- ・ 投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・ 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

< その他の留意事項 >

・ システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・ 投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・ 基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・ 運用制限や規制上の制限に関する事項

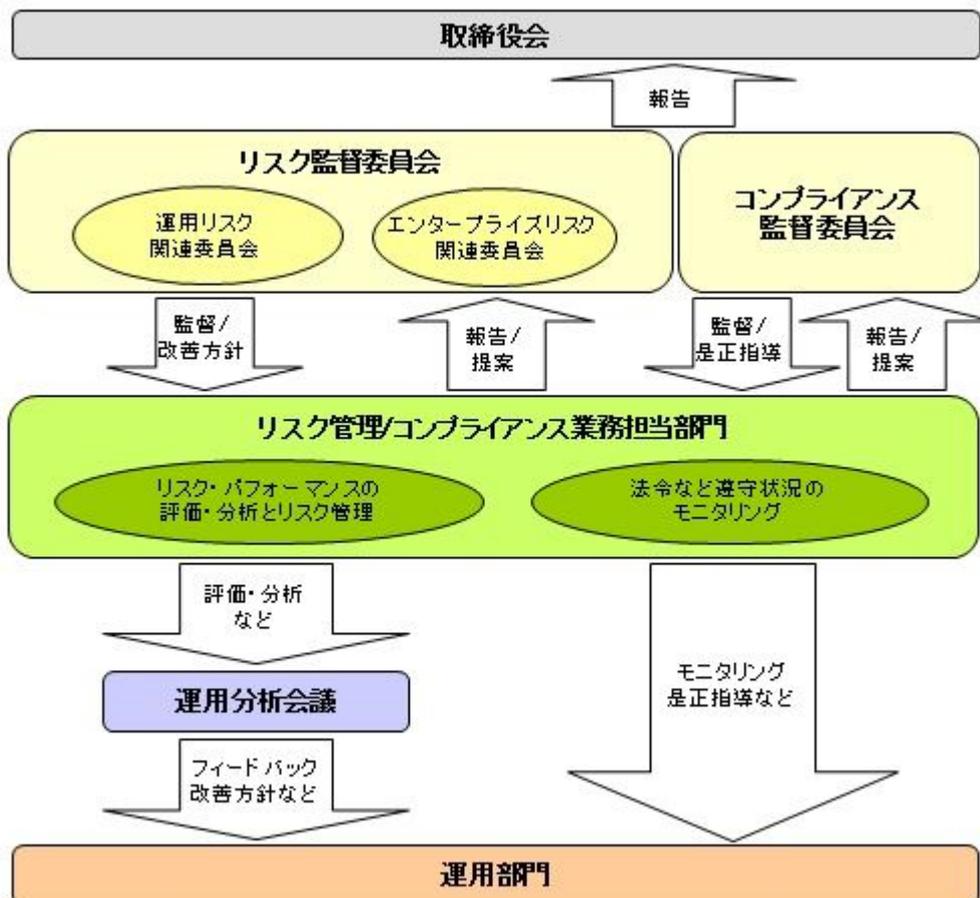
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

( 2 ) リスク管理体制

< 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >



### 全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

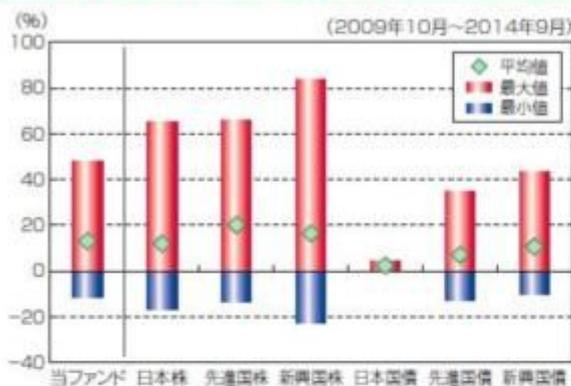
### リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行いません。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### 法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、リスク管理/コンプライアンス業務担当部門が管理を行いません。問題点についてはリスク管理/コンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行いません。

上記体制は平成26年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**（参考情報）  
隔月分配型****当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較****（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、  
年間最大騰落率および最小騰落率(%)）**

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.0%	11.9%	20.1%	16.3%	2.3%	7.0%	10.6%
最大値	47.9%	65.0%	65.7%	83.9%	4.1%	34.9%	43.7%
最小値	-11.6%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年10月から2014年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大-最小-平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**<各資産クラスの指数>**

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・バルディバ・シファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

**代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について****東証株価指数 (TOPIX、配当込)**

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

**MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込、円ベース)**

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込、円ベース)**

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

**NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債**

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指

**当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2009年10月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

#### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

### 4【手数料等及び税金】

#### （１）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

#### （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

#### （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.43964%（税抜1.333%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.333%	0.793%	0.510%	0.030%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

#### 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### (4)【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。)また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。)ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるのかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。

有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)の作成、印刷および提出に係る費用。

目論見書および仮目論見書(これらの訂正事項分を含みます。)の作成、印刷および交付に係る費用(これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)

ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。

格付の取得に要する費用。

ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

#### <投資対象とする投資信託証券に係る費用>

- 「PIMCOグローバル債券ストラテジーファンド」(JPY)
- 「PIMCOグローバルハイイールドストラテジーファンド」(JPY)
- 「PIMCOエマージング債券ストラテジーファンド」(JPY)
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

#### 「キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド(LUX)(クラスC)」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用

- ・ 監査費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

「グローバル高配当株式マザーファンド」

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

\* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### １）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### ２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りません。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りません。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

### １）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

### ２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

### １）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

### ２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した

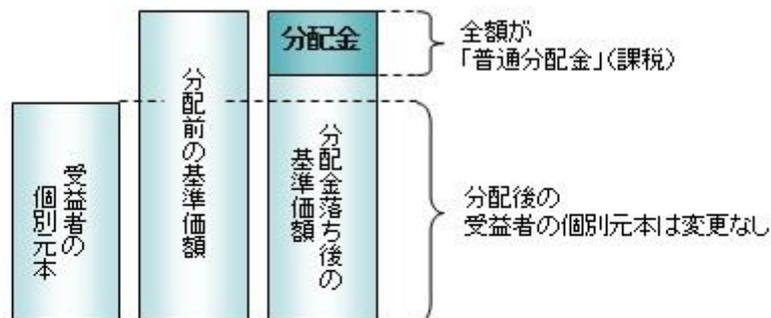
値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

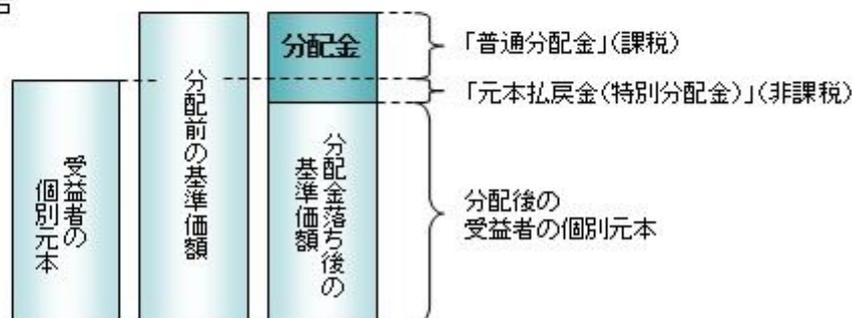
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成26年12月15日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【日興スリートップ(隔月分配型)】

以下の運用状況は2014年9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	32,791,013,924	65.97
投資証券	ルクセンブルク	5,922,785,286	11.91
親投資信託受益証券	日本	10,233,931,317	20.59

コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		761,896,653	1.53
合計(純資産総額)		49,709,627,180	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ハムスター	投資信託受益証券	PIMCOエマージング債券ストラテジーファンドJ(JPY)	1,919,512	6,248.11	11,993,322,122	6,239	11,975,835,368	24.09
ハムスター	投資信託受益証券	PIMCOグローバルハイイールドストラテジーファンドJ(JPY)	1,637,118	6,524.07	10,680,672,430	6,528	10,687,106,304	21.50
日本	親投資信託受益証券	グローバル高配当株式マザーファンド	7,629,291,276	1.3337	10,175,185,775	1.3414	10,233,931,317	20.59
ハムスター	投資信託受益証券	PIMCOグローバル債券ストラテジーファンドJ(JPY)	1,535,487	6,472.09	9,937,810,057	6,596	10,128,072,252	20.37
ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・インターナショナル・グローバル・エクイティ(クラスC)	1,976,238	2,997	5,922,785,286	2,997	5,922,785,286	11.91

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	65.97
投資証券	11.91
親投資信託受益証券	20.59
合計	98.47

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2007年 3月15日)	389,391	392,160	0.9842	0.9912
第2特定期間末 (2007年 9月18日)	498,644	502,350	0.9410	0.9480

第3特定期間末	(2008年 3月17日)	440,897	444,657	0.8208	0.8278
第4特定期間末	(2008年 9月16日)	350,364	353,532	0.7741	0.7811
第5特定期間末	(2009年 3月16日)	200,154	202,789	0.5316	0.5386
第6特定期間末	(2009年 9月15日)	169,790	171,643	0.6415	0.6485
第7特定期間末	(2010年 3月15日)	133,471	135,498	0.6586	0.6686
第8特定期間末	(2010年 9月15日)	99,950	101,640	0.5913	0.6013
第9特定期間末	(2011年 3月15日)	82,524	83,492	0.5965	0.6035
第10特定期間末	(2011年 9月15日)	61,557	62,405	0.5080	0.5150
第11特定期間末	(2012年 3月15日)	61,472	62,233	0.5651	0.5721
第12特定期間末	(2012年 9月18日)	53,355	54,047	0.5398	0.5468
第13特定期間末	(2013年 3月15日)	60,206	60,843	0.6613	0.6683
第14特定期間末	(2013年 9月17日)	54,674	55,251	0.6624	0.6694
第15特定期間末	(2014年 3月17日)	51,312	51,835	0.6860	0.6930
第16特定期間末	(2014年 9月16日)	49,689	50,175	0.7162	0.7232
	2013年 9月末日	54,903		0.6658	
	10月末日	55,388		0.6837	
	11月末日	55,411		0.6969	
	12月末日	55,315		0.7202	
	2014年 1月末日	52,139		0.6867	
	2月末日	52,692		0.7000	
	3月末日	52,422		0.7017	
	4月末日	52,162		0.7069	
	5月末日	51,210		0.7016	
	6月末日	50,998		0.7087	
	7月末日	50,329		0.7058	
	8月末日	49,854		0.7116	
	9月末日	49,709		0.7193	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2006年10月31日～2007年 3月15日	0.0440
第2特定期間	2007年 3月16日～2007年 9月18日	0.0810
第3特定期間	2007年 9月19日～2008年 3月17日	0.0210
第4特定期間	2008年 3月18日～2008年 9月16日	0.0210
第5特定期間	2008年 9月17日～2009年 3月16日	0.0210
第6特定期間	2009年 3月17日～2009年 9月15日	0.0210
第7特定期間	2009年 9月16日～2010年 3月15日	0.0270
第8特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	0.0300
第9特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	0.0240

第10特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	0.0210
第11特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	0.0210
第12特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	0.0210
第13特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	0.0210
第14特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	0.0210
第15特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	0.0210
第16特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	0.0210

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2006年10月31日～2007年 3月15日	2.82
第2特定期間	2007年 3月16日～2007年 9月18日	3.84
第3特定期間	2007年 9月19日～2008年 3月17日	10.54
第4特定期間	2008年 3月18日～2008年 9月16日	3.13
第5特定期間	2008年 9月17日～2009年 3月16日	28.61
第6特定期間	2009年 3月17日～2009年 9月15日	24.62
第7特定期間	2009年 9月16日～2010年 3月15日	6.87
第8特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	5.66
第9特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	4.94
第10特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	11.32
第11特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	15.37
第12特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	0.76
第13特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	26.40
第14特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	3.34
第15特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	6.73
第16特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	7.46

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2006年10月31日～2007年 3月15日	402,080,796,114	6,439,182,215
第2特定期間	2007年 3月16日～2007年 9月18日	144,255,133,092	9,979,790,959
第3特定期間	2007年 9月19日～2008年 3月17日	44,247,897,455	37,016,483,151
第4特定期間	2008年 3月18日～2008年 9月16日	6,835,828,757	91,354,474,180
第5特定期間	2008年 9月17日～2009年 3月16日	5,294,185,078	81,424,829,924
第6特定期間	2009年 3月17日～2009年 9月15日	4,514,801,873	116,328,141,007
第7特定期間	2009年 9月16日～2010年 3月15日	3,053,623,151	65,085,342,031

第8特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	3,433,288,669	37,049,986,073
第9特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	2,594,966,291	33,278,728,277
第10特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	1,773,930,246	18,946,335,992
第11特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	1,823,868,307	14,232,430,343
第12特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	1,582,037,857	11,516,851,642
第13特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	1,445,432,064	9,234,623,651
第14特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	1,044,388,129	9,548,565,166
第15特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	983,405,984	8,724,087,870
第16特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	700,006,550	6,126,877,740

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

### グローバル高配当株式マザーファンド

以下の運用状況は2014年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	493,976,104	4.82
	アメリカ	4,099,093,094	39.98
	カナダ	149,491,037	1.46
	ブラジル	67,958,708	0.66
	ドイツ	281,900,080	2.75
	イタリア	207,377,066	2.02
	フランス	680,176,474	6.63
	スペイン	130,646,692	1.27
	ベルギー	83,338,220	0.81
	フィンランド	97,510,681	0.95
	アイルランド	125,487,962	1.22
	イギリス	1,473,201,667	14.37
	スイス	708,731,721	6.91
	スウェーデン	164,413,070	1.60
	ノルウェー	150,402,601	1.47
	デンマーク	75,671,219	0.74
	ロシア	50,437,273	0.49
	ケイマン	104,513,994	1.02
オーストラリア	325,293,369	3.17	
香港	120,491,550	1.18	
シンガポール	163,464,316	1.59	

	韓国	75,179,471	0.73
	台湾	59,159,069	0.58
	中国	64,938,960	0.63
	南アフリカ	64,095,137	0.63
	小計	10,016,949,535	97.70
投資証券	オーストラリア	102,476,210	1.00
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		133,428,680	1.30
合計(純資産総額)		10,252,854,425	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	87,627	4,245.31	372,004,646	4,194.66	367,565,822	3.59
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	66,950	5,060.96	338,831,807	5,082.85	340,297,343	3.32
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,650	11,461.60	248,143,726	11,660.80	252,456,385	2.46
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,738	31,736.30	245,575,536	32,300.14	249,938,553	2.44
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	35,793	6,514.46	233,172,210	6,502.42	232,741,280	2.27
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	626,285	358.14	224,301,529	367.47	230,145,613	2.24
アメリカ	株式	TIME WARNER INC	メディア	27,469	8,340.08	229,093,932	8,278.79	227,410,302	2.22
日本	株式	TOYOTA MOTOR CORP -SPON ADR	自動車・自動車部品	16,846	12,823.16	216,018,987	12,862.56	216,682,753	2.11
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	37,909	5,684.83	215,506,334	5,657.47	214,469,049	2.09
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	16,188	13,598.06	220,125,525	13,194.19	213,587,669	2.08
イタリア	株式	ENI SPA	エネルギー	80,851	2,581.59	208,724,399	2,564.92	207,377,066	2.02
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	19,565	9,782.64	191,397,371	10,165.71	198,892,234	1.94
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	77,470	2,545.23	197,179,495	2,524.79	195,596,000	1.91
日本	株式	mitsubishi UFJ FINL GRP-ADR	銀行	286,007	634.81	181,560,104	615.10	175,925,480	1.72

アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	73,722	2,413.37	177,918,648	2,380.53	175,497,986	1.71
アメリカ	株式	PACCAR INC	資本財	26,700	6,516.65	173,994,635	6,259.99	167,141,806	1.63
アメリカ	株式	CME GROUP INC	各種金融	19,139	8,736.29	167,204,026	8,701.27	166,533,702	1.62
シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	電気通信サービス	499,000	331.88	165,609,517	327.58	163,464,316	1.59
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	144,468	1,169.88	169,010,899	1,128.64	163,053,664	1.59
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	20,293	8,129.69	164,975,910	8,008.87	162,524,039	1.59
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	13,424	11,855.62	159,149,897	11,501.00	154,389,505	1.51
ノルウェー	株式	STATOIL ASA	エネルギー	50,731	3,012.25	152,814,556	2,964.70	150,402,601	1.47
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,617	10,137.66	148,182,278	10,252.73	149,864,256	1.46
カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	22,041	7,158.88	157,788,892	6,782.40	149,491,037	1.46
ドイツ	株式	DAIMLER AG	自動車・自動車部品	17,630	8,757.14	154,388,417	8,407.18	148,218,756	1.45
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	14,441	10,308.00	148,857,842	10,244.51	147,941,113	1.44
アメリカ	株式	FREEMPORT-MCMORAN INC	素材	41,630	3,756.32	156,375,768	3,546.17	147,627,473	1.44
スイス	株式	SWISS RE AG	保険	16,697	8,733.81	145,828,476	8,768.33	146,404,873	1.43
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	18,279	8,078.28	147,662,935	7,902.32	144,446,515	1.41
アメリカ	株式	MORGAN STANLEY	各種金融	36,620	3,853.73	141,123,758	3,776.02	138,278,036	1.35

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	自動車・自動車部品	2.11
		銀行	1.72
	国外	エネルギー	11.07
		素材	5.03
		資本財	7.32
		運輸	2.51
		自動車・自動車部品	1.45
		耐久消費財・アパレル	1.67
		消費者サービス	1.56
		メディア	4.22
		小売	1.94
		食品・飲料・タバコ	4.67
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.70
		銀行	7.14
		各種金融	2.97
保険	6.17		

	ソフトウェア・サービス	4.54
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.45
	電気通信サービス	8.07
	公益事業	5.13
	半導体・半導体製造装置	3.26
投資証券		1.00
合 計		98.70

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

## 運用実績(隔月分配型)

2014年9月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………7,193円

純資産総額……………497.09億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることに留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年1月	2014年3月	2014年5月	2014年7月	2014年9月	設定来累計
70円	70円	70円	70円	70円	4,370円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
高格付債券	20.4%
高利回り債券	21.5%
新興国債券	24.1%
世界株式	11.9%
世界高配当株式	20.6%
現金その他	1.5%

※対純資産総額比です。

各資産の内訳は以下の通りです。

- ・高格付債券:PIMCOグローバル債券ストラテジーファンドJ(JPY)
- ・高利回り債券:PIMCOグローバルハイールドストラテジーファンドJ(JPY)
- ・新興国債券:PIMCOエマージング債券ストラテジーファンドJ(JPY)
- ・世界株式:キャピタルインターナショナルグローバルエクイティ(クラスC)
- ・世界高配当株式:グローバル高配当株式マザーファンド

## &lt;通貨別構成比率&gt;

通貨	比率
アメリカドル	41.2%
ユーロ	18.8%
イギリスポンド	6.8%
オーストラリアドル	0.7%
日本円	0.9%
エマージング通貨	27.0%
その他	4.6%

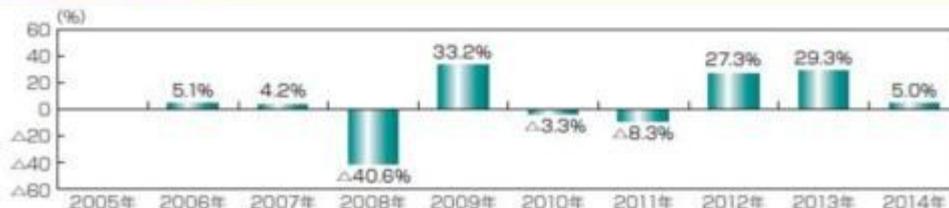
※上記の数値は各投資信託証券の通貨構成比率を基に計算した概算値です。

## &lt;予想利回り(年率)&gt;

ファンド	4.34%
高格付債券	2.99%
高利回り債券	6.06%
新興国債券	5.60%
世界株式	2.38%
世界高配当株式	3.84%

※ファンドの予想利回りは、月末時点で組み入れている各投資信託証券の利回りを評価額のウェイトで加重平均したものです。「高格付債券」「高利回り債券」「新興国債券」については最終利回りです。「世界株式」「世界高配当株式」については予想配当利回りです。運用管理費用(信託報酬)等の費用および税金を控除したものではありません。また、上記の数値は当ファンドの運用成果等について何ら約束をするものではありません。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2006年は設定時から2006年末までの騰落率です。

※2014年は2014年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

## (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

## (3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

日興スリートップ（隔月分配型）

日興スリートップ（資産成長型）

## (4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

## (5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## (6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

英国証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

## (7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

## (8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

## (9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## (10) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

## (11) 償還乗換

・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択

は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

#### (12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 2【換金(解約)手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

英国証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を

取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

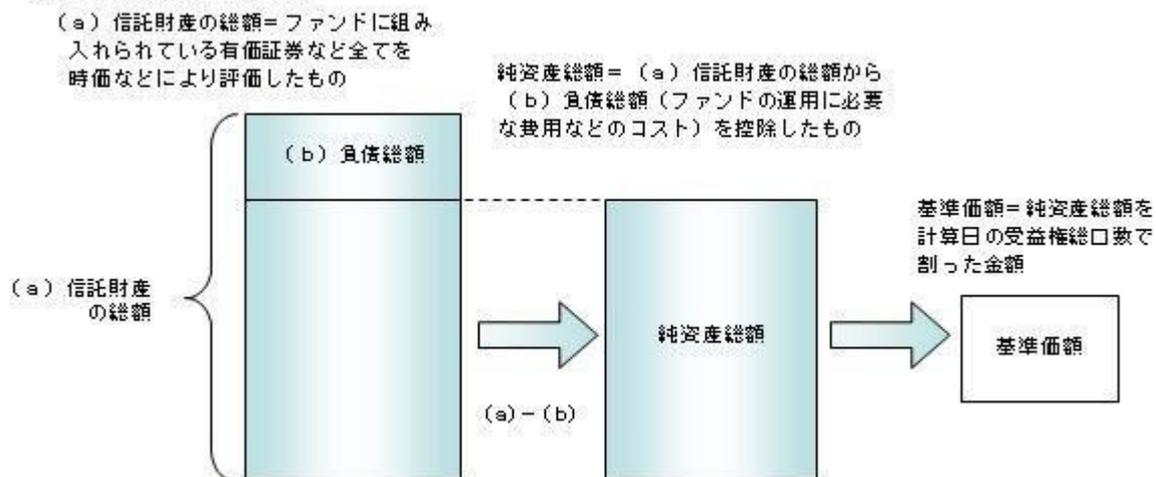
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- <主な資産の評価方法>
  - 投資信託証券（国内籍）
    - 原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
  - 投資信託証券（外国籍）
    - 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### <委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします(平成18年10月31日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

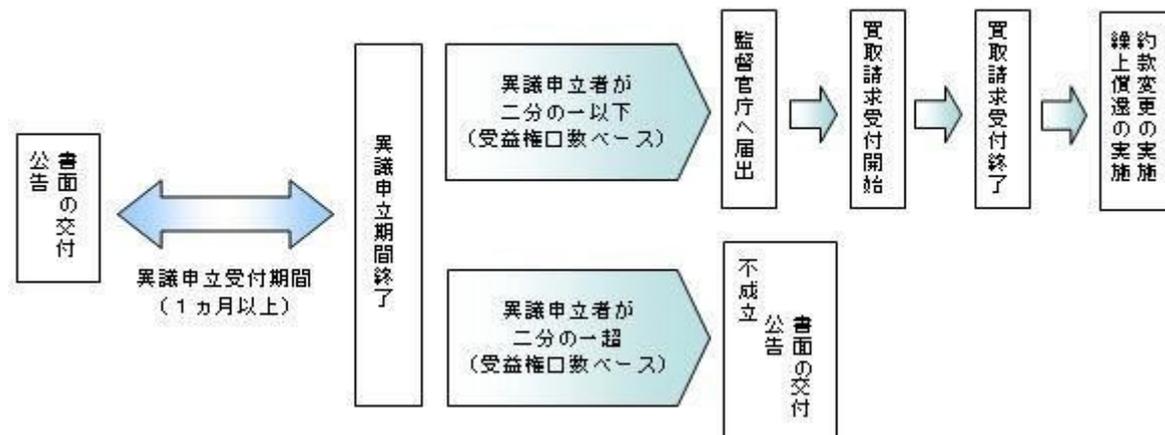
異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原

則として公告を行いません。

- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



#### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

#### 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約または投資顧問契約は、ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成26年3月18日から平成26年9月16日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【日興スリートップ（隔月分配型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 3月17日現在	当期 平成26年 9月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,093,204,046	1,285,350,325
投資信託受益証券	35,555,401,097	32,725,199,828
投資証券	6,058,614,996	6,047,664,282
親投資信託受益証券	9,168,423,091	10,285,268,265
未収入金	178,361,292	48,278,843
未収利息	1,862	1,936
流動資産合計	52,054,006,384	50,391,763,479
資産合計	52,054,006,384	50,391,763,479
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	523,626,114	485,638,015
未払解約金	92,572,852	88,876,791
未払受託者報酬	2,776,656	2,794,357
未払委託者報酬	120,600,328	121,369,113
その他未払費用	2,090,842	3,606,850
流動負債合計	741,666,792	702,285,126
負債合計	741,666,792	702,285,126
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	74,803,730,586	69,376,859,396
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	23,491,390,994	19,687,381,043
（分配準備積立金）	3,738,050,862	4,100,154,316
元本等合計	51,312,339,592	49,689,478,353
純資産合計	51,312,339,592	49,689,478,353
負債純資産合計	52,054,006,384	50,391,763,479

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成25年 9月18日 平成26年 3月17日	自 至	平成26年 3月18日 平成26年 9月16日
営業収益				
受取配当金		2,530,273,270		2,237,823,350
受取利息		230,285		220,562
有価証券売買等損益		1,472,056,818		1,851,537,825
営業収益合計		4,002,560,373		4,089,581,737
営業費用				
受託者報酬		8,469,214		8,277,232
委託者報酬		367,848,808		359,510,513
その他費用		3,020,596		2,842,350
営業費用合計		379,338,618		370,630,095
営業利益又は営業損失（ ）		3,623,221,755		3,718,951,642
経常利益又は経常損失（ ）		3,623,221,755		3,718,951,642
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,623,221,755		3,718,951,642
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		110,950,132		54,033,361
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		27,870,366,835		23,491,390,994
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,800,180,834		1,851,436,919
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,800,180,834		1,851,436,919
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		312,204,158		212,171,507
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		312,204,158		212,171,507
分配金		1,621,272,458		1,500,173,742
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		23,491,390,994		19,687,381,043

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで及び、11月16日から翌年1月15日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当特定期間は平成26年3月18日から平成26年 9月16日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

		前期 平成26年 3月17日現在	当期 平成26年 9月16日現在
1.	期首元本額	82,544,412,472円	74,803,730,586円
	期中追加設定元本額	983,405,984円	700,006,550円
	期中一部解約元本額	8,724,087,870円	6,126,877,740円
2.	受益権の総数	74,803,730,586口	69,376,859,396口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	23,491,390,994円	19,687,381,043円

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

前期 自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日		当期 自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	140,932,473円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	136,763,228円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 平成25年 9月18日		自 平成26年 3月18日	
至 平成25年11月15日		至 平成26年 5月15日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	853,798,837円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	771,340,997円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	1,276,587,999円	C 信託約款に定める収益調整金	1,205,258,867円

D	信託約款に定める分配準備積立金	3,228,731,971円	D	信託約款に定める分配準備積立金	3,656,581,498円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	5,359,118,807円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	5,633,181,362円
F	分配対象収益(1万口当たり)	666円	F	分配対象収益(1万口当たり)	767円
G	分配金額	562,888,879円	G	分配金額	513,879,958円
H	分配金額(1万口当たり)	70円	H	分配金額(1万口当たり)	70円
	自 平成25年11月16日			自 平成26年 5月16日	
	至 平成26年 1月15日			至 平成26年 7月15日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	840,257,028円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	688,776,002円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	1,230,171,779円	C	信託約款に定める収益調整金	1,186,296,423円
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,326,952,033円	D	信託約款に定める分配準備積立金	3,801,396,270円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	5,397,380,840円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	5,676,468,695円
F	分配対象収益(1万口当たり)	706円	F	分配対象収益(1万口当たり)	793円
G	分配金額	534,757,465円	G	分配金額	500,655,769円
H	分配金額(1万口当たり)	70円	H	分配金額(1万口当たり)	70円
	自 平成26年 1月16日			自 平成26年 7月16日	
	至 平成26年 3月17日			至 平成26年 9月16日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	716,156,350円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	728,257,893円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	1,215,914,153円	C	信託約款に定める収益調整金	1,163,092,417円
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,545,520,626円	D	信託約款に定める分配準備積立金	3,857,534,438円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	5,477,591,129円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	5,748,884,748円
F	分配対象収益(1万口当たり)	732円	F	分配対象収益(1万口当たり)	828円
G	分配金額	523,626,114円	G	分配金額	485,638,015円
H	分配金額(1万口当たり)	70円	H	分配金額(1万口当たり)	70円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日	当期 自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成26年 3月17日現在	当期 平成26年 9月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（平成26年 3月17日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,057,308,217
投資証券	160,578,484
親投資信託受益証券	191,245,976
合計	1,409,132,677

当期(平成26年 9月16日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	218,452,643
投資証券	339,048,567
親投資信託受益証券	219,015,983
合計	776,517,193

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成26年 3月17日現在		当期 平成26年 9月16日現在	
1口当たり純資産額	0.6860円	1口当たり純資産額	0.7162円
(1万口当たり純資産額)	(6,860円)	(1万口当たり純資産額)	(7,162円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCOグローバル債券ストラテジーファンドJ(JPY)	2,790	18,056,880	
	PIMCOグローバルハイールドストラテジーファンドJ(JPY)	2,976	19,415,424	
	PIMCOエマージング債券ストラテジーファンドJ(JPY)	3,487	21,786,776	
投資信託受益証券 合計		9,253	59,259,080	
投資証券	キャピタル・インターナショナル・グローバル・エクイティ(クラスC)	3,643	10,918,071	
投資証券 合計		3,643	10,918,071	
親投資信託受益証券	グローバル高配当株式マザーファンド	13,938,801	18,590,178	
親投資信託受益証券 合計		13,938,801	18,590,178	
合計		13,951,697	88,767,329	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCOグローバル債券ストラテジーファンドJ(JPY)」「PIMCOグローバルハイールドストラテジーファンドJ(JPY)」「PIMCOエマージング債券ストラテジーファンドJ(JPY)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の財務書類は平成25年12月13日提出の有価証券報告書に記載されております。

また、当ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・グローバル・エクイティ(クラスC)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は同投資証券です。なお、同投資証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「グローバル高配当株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

## 同投資証券の状況

同投資証券はルクセンブルグ籍円建外国投資法人の投資証券であります。同投資証券は、計算期間(平成25年12月末日に終了する会計期間)が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資証券の「貸借対照表」およびそれに続く「損益計算書と純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資証券の投資顧問会社から入手した平成25年12月末現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

## 投資明細表

## キャピタル・インターナショナル・グローバル・エクイティ・ファンド

2013年12月31日現在

国	銘柄	市場価格(単位:千ユーロ)	純資産に占める割合(%)
<b>公的な市場に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能な証券</b>			
<b>株式</b>			
オーストラリア	Ancor	1,414	0.18
	Oil Search	4,305	0.56
	Orora	155	0.02
	Rio Tinto	936	0.12
		6,810	0.88
オーストリア	Andritz	766	0.10
カナダ	Cameco	758	0.10
	Cenovus Energy	7,676	0.99
	Centerra Gold	1,560	0.20
	Enbridge	5,305	0.68
	First Quantum Minerals	8,052	1.03
		23,351	3.00
中国	Industrial and Commercial Bank of China H Shares	1,522	0.20
デンマーク	Novo-Nordisk Class B	12,265	1.58
フィンランド	Sampo Class A	10,298	1.33
フランス	BNP Paribas	7,672	0.98
	Casino Guichard Perrachon	3,434	0.44
	Compagnie de Saint-Gobain non-registered shares	1,933	0.25
	Danone	2,936	0.38
	Pernod Ricard	12,438	1.60
	Renault	3,016	0.39
	Schneider Electric	5,686	0.73
	Zodiac Aerospace	3,739	0.48
		40,854	5.25
ドイツ	Bayer	858	0.11
	BMW	1,302	0.17
	Daimler	3,785	0.49
	Deutsche Bank	3,351	0.43
	Deutsche Telekom	2,723	0.35
	HeidelbergCement	365	0.04

		12,384	1.59
香港	AIA Group	9,835	1.27
	Cheung Kong Infrastructure Holdings	2,575	0.33
	Jardine Matheson Holdings	780	0.10
	Li & Fung	1,941	0.25
	Link Real Estate Investment Trust	1,535	0.20
	Wharf Holdings	1,882	0.24
	Wynn Macau	1,273	0.16
		19,821	2.55
日本	Denso	369	0.05
	FANUC	1,505	0.19
	Hitachi	1,206	0.16
	Japan Tobacco	6,455	0.83
	Keyence	3,954	0.51
	Marubeni	5,178	0.66
	Nissan Motor	4,127	0.53
	NSK	905	0.12
	SMC	3,374	0.43
	SoftBank	8,689	1.12
	Sumitomo Electric Industries	3,280	0.42
	Sumitomo Mitsui Financial Group	8,569	1.10
	Toyota Motor	6,143	0.79
	Trend Micro	1,782	0.23
	Unicharm	2,042	0.26
		57,578	7.40
ルクセンブルグ	SES Class A	7,666	0.99
オランダ	ASML Holding (EUR)	9,832	1.26
	ASML Holding (USD)	902	0.12
	DSM	1,983	0.26
	Fugro	1,032	0.13
	Gemalto	5,478	0.70
	Unilever	10,090	1.30
		29,317	3.77
ノルウェー	Seadrill	3,673	0.47
ポルトガル	Portugal Telecom	2,520	0.33
ロシア	Yandex Class A	2,554	0.33
シンガポール	Avago Technologies	2,344	0.30
	DBS Group Holdings	989	0.13
	Mapletree Greater China Commercial Trust	1,409	0.18
	Singapore Telecommunications	8,171	1.05
		12,913	1.66
韓国	Hyundai Mobis	2,934	0.38
	Samsung Electronics GDR	3,242	0.41
		6,176	0.79
スペイン	Inditex	2,587	0.33
スウェーデン	Assa Abloy Class B	6,171	0.79
スイス	Compagnie Financiere Richemont Class A	4,841	0.62
	Holcim	4,154	0.53
	Nestle	12,719	1.63
	Novartis	5,422	0.70
	Partners Group Holding	1,348	0.17

	Roche Holding	16,040	2.06
	Swatch Group	2,012	0.26
	Swatch Group non-registered shares	597	0.08
	Swisscom	4,707	0.61
	Syngenta	2,023	0.26
	UBS	1,844	0.24
		<hr/>	
		55,707	7.16
英国	ASOS	1,302	0.17
	Barclays	5,281	0.68
	Burberry Group	2,262	0.29
	Carnival	1,022	0.13
	Glencore Xstrata	2,954	0.38
	Imperial Tobacco Group	5,592	0.72
	Lloyds Banking Group	3,349	0.43
	National Grid	2,768	0.36
	Prudential	12,560	1.61
	Rio Tinto	3,233	0.42
	Standard Chartered	2,954	0.38
	Tullow Oil	731	0.09
	Whitbread	4,776	0.61
		<hr/>	
		48,784	6.27
米国	Accenture Class A	4,180	0.54
	ACE	4,234	0.54
	Allegheny Technologies	1,632	0.21
	Allergan	919	0.12
	Amazon.com	5,156	0.66
	American Tower	10,982	1.41
	Aon Class A	1,314	0.17
	Apple	9,057	1.16
	B/E Aerospace	3,010	0.39
	BB&T	4,628	0.60
	BlackRock	3,997	0.51
	Boeing	9,010	1.16
	Bristol-Myers Squibb	16,390	2.11
	Broadcom Class A	4,303	0.55
	Caterpillar	4,896	0.63
	CBS non-voting Class B	2,909	0.37
	Centene	2,743	0.35
	Cerner	1,374	0.18
	Charter Communications Class A	4,098	0.53
	Chevron	8,737	1.12
	Cliffs Natural Resources	800	0.10
	CME Group Class A	6,773	0.87
	Coach	2,482	0.32
	Cobalt International Energy	2,476	0.32
	Comcast Class A	6,375	0.82
	Danaher	14,839	1.91
	Delphi Automotive	5,969	0.77
	DreamWorks Animation SKG Class A	1,579	0.20
	Eaton	11,925	1.53
	Enesco Class A	2,388	0.31
	Express Scripts	5,133	0.66

Freeport-McMoRan Copper & Gold	1,752	0.23
Freescale Semiconductor	1,363	0.18
Gilead Sciences	34,211	4.40
Goldman Sachs Group	18,799	2.42
Google Class A	18,392	2.37
Halliburton	5,294	0.68
Hexcel	4,709	0.61
Home Depot	5,794	0.75
IDEX	2,909	0.37
IntercontinentalExchange Group	2,106	0.27
Iron Mountain	2,617	0.34
Jabil Circuit	1,271	0.16
JPMorgan Chase & Co.	5,265	0.68
KLA-Tencor	976	0.13
Lululemon Athletica	3,559	0.46
LyondellBasell Industries Class A	3,952	0.51
Marsh & McLennan Companies	8,007	1.03
Monsanto	751	0.10
Mosaic	3,951	0.51
Newell Rubbermaid	3,374	0.43
Nielsen Holdings	10,003	1.28
Nike Class B	4,575	0.59
Noble Energy	4,942	0.64
Norfolk Southern	1,569	0.20
ON Semiconductor	1,254	0.16
Oracle	10,197	1.31
Philip Morris International	4,544	0.58
Polypore International	2,445	0.31
Procter & Gamble	6,275	0.81
Progressive	875	0.11
Royal Caribbean Cruises	5,385	0.69
Schlumberger	7,836	1.01
Scripps Networks Interactive Class A	906	0.12
Seattle Genetics	5,705	0.73
Starbucks	6,400	0.82
Tiffany & Co.	1,345	0.17
United Technologies	3,049	0.39
VeriSign	13,200	1.70
Visa Class A	8,826	1.13
Whirlpool	5,677	0.73
	398,368	51.23

---

公的な市場に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡

可能な証券の合計

762,085

98.00

投資合計

762,085

98.00

---

銀行預金およびその他純資産（負債）

15,562

2.00

---

純資産合計

777,647

100.00

添付の注記参照

貸借対照表

2013年12月31日現在

		キャピタル・イン ターナショナル・グ ローバル・エクイ ティ・ファンド
<b>資産</b>		
投資（市場価格）	EUR	762,085,424
銀行預金		16,493,394
未収配当金および未収利息（源泉徴収税額控除後）		771,211
ファンド受益証券発行に係る未収金		5,412
前払費用およびその他未収金		490,007
<b>資産合計</b>		<b>779,845,448</b>
<b>負債</b>		
投資購入に係る未払金		89,843
ファンド受益証券買戻しに係る未払金		1,568,823
未払費用およびその他未払金		424,098
未払運用報酬		115,520
<b>負債合計</b>		<b>2,198,284</b>
<b>純資産合計</b>	EUR	<b>777,647,164</b>
<b>投資（原価）</b>	EUR	<b>622,494,241</b>

添付の注記参照

**損益計算書と純資産変動計算書**

2013年12月31日に終了した会計期間

		キャピタル・イン ターナショナル・グ ローバル・エクイ ティ・ファンド
<b>収益</b>		
受取配当金（源泉徴収税額控除後）	EUR	11,286,750
その他収益		1,967,223
		13,253,973
<b>費用</b>		
運用報酬		1,292,932
専門家報酬		462,977
管理手数料		393,188
年次税		100,461
保管費用		113,897
その他費用		81,587
印刷発行費		77,535
		2,522,577
費用の払戻し		222,165
<b>投資純（損）益 (a)</b>		<b>10,953,561</b>

実現純（損）益内訳：		
投資の売却		42,175,245
外国為替取引		(543,052)
<b>当期実現純（損）益 (b)</b>		<b>41,632,193</b>
未実現評価（損）益の純変動額内訳：		
投資		70,429,777
外国為替取引		16,352
<b>当期末実現評価（損）益の純変動額 (c)</b>		<b>70,446,129</b>
<b>当期損益 (a+b+c)</b>		<b>123,031,883</b>
<b>収益分配金</b>		<b>(104,579)</b>
当期受益証券純発行（買戻）額		181,882,129
期首純資産総額		472,837,731
<b>期末純資産総額</b>	<b>EUR</b>	<b>777,647,164</b>

添付の注記参照

## 重要な会計方針

### a. 総則

これらの財務書類は、定款の条件、目論見書、ならびにルクセンブルグの法律、慣行および規制要件に準拠して作成されている。

### b. 投資の評価

- i. 下記( )に特記されている場合を除き、公的な証券取引所に上場されている有価証券、またはその他の規制市場で取引されている有価証券は、当該有価証券が取引されている主要な市場における最新の取引価格、または純資産価額が計算される時点で入手可能なその他の価格であって、それら市場が公表する価格、またはファンドの取締役会で承認された価格提供者から取得した価格により評価される。その他の有価証券は、1社以上のディーラーまたはそのような価格提供者から取得した価格もしくは利回り換算により評価される。
- ii. UCIにより発行された有価証券は、該当する評価日における最新の入手可能な純資産価額、または当該有価証券が上場されている場合には、(i)に記載の条件により評価される。
- iii. 短期金融資産は名目価格に経過利息を加えた価格、または償却原価法により評価される。ただし、この評価方法は、ファンドの取締役会にて定められた手続きに誠実に従って決定された公正価値により評価される資産であると保証のある場合に適用される。
- iv. 有価証券の公正価値を表す価格が上記(i)から(iii)に記載の価格情報源から容易に入手できない場合、または上記(i)に従い設定されたポートフォリオの評価の正確性が、純資産価額の計算前に発生した事象により重大な影響を受けた場合、関連する有価証券はファンドの取締役会によりまたはその指示に基づいて決定された公正価値で評価される。このような公正価値の手続きの使用は、純資産価額をより正確に反映し、短期投資家が利用しうる潜在的な裁定の機会を消滅、または大幅に減少させることを意図するものである。

### c. 外貨

ユーロ以外の通貨建てによる資産および負債は、2013年12月31日現在の一般的な為替レートに基づきユーロに換算される。当期中のユーロ以外の通貨建てによる取引は、当該取引時の一般的な為替レートに基づき換算される。2012年12月31日から2013年12月31日までの外国為替先渡契約ならびにその他の資産および負債に係る未実現純為替差（損）益の変動額は、「外国為替取引に係る未実現評価

(損)益の純変動額」に記載される。当期に満期となった外国為替先渡契約を含め、外国為替取引に係る実現純(損)益は、「外国為替取引に係る実現純(損)益」に記載される。

#### d. 収入

配当金は、該当有価証券の最初の配当落ち日に計上される。受取利息は日割り計算で計上する。

#### e. 投資売却に係る実現損益

投資売却に係る実現純損益は、平均原価法に基づき決定される。

(参考)

### グローバル高配当株式マザーファンド

#### 貸借対照表

	(単位:円)	
	平成26年 3月17日現在	平成26年 9月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	41,862,599	68,726,593
コール・ローン	201,316,993	123,136,194
株式	8,753,173,591	9,984,072,836
投資証券	92,401,474	104,432,194
派生商品評価勘定	3,082	-
未収入金	204,847,480	29,117,987
未収配当金	23,492,176	20,423,307
未収利息	342	185
流動資産合計	9,317,097,737	10,329,909,296
資産合計	9,317,097,737	10,329,909,296
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	26,733
未払金	130,539,648	18,629,975
未払解約金	4,791,366	7,313,158
流動負債合計	135,331,014	25,969,866
負債合計	135,331,014	25,969,866
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,600,371,761	7,725,769,247
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,581,394,962	2,578,170,183
元本等合計	9,181,766,723	10,303,939,430
純資産合計	9,181,766,723	10,303,939,430
負債純資産合計	9,317,097,737	10,329,909,296

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
--------------------	--

	<p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>（３）時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

		平成26年 3月17日現在	平成26年 9月16日現在
1.	期首	平成25年 9月18日	平成26年 3月18日
	期首元本額	7,493,841,497円	7,600,371,761円
	期首からの追加設定元本額	1,269,489,468円	1,456,120,648円
	期首からの一部解約元本額	1,162,959,204円	1,330,723,162円
	元本の内訳		
	日興スリートップ（隔月分配型）	7,589,125,976円	7,711,830,446円
日興スリートップ（資産成長型）	11,245,785円	13,938,801円	
計	7,600,371,761円	7,725,769,247円	
2.	受益権の総数	7,600,371,761口	7,725,769,247口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成25年 9月18日 至 平成26年 3月17日	自 平成26年 3月18日 至 平成26年 9月16日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	平成26年 3月17日現在	平成26年 9月16日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	<p>(1)有価証券            売買目的有価証券            重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引            「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品            短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>(1)有価証券            同左</p> <p>(2)デリバティブ取引            同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品            同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成26年 3月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	264,781,165
投資証券	2,414,434
合計	262,366,731

(平成26年 9月16日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	582,735,920
投資証券	8,691,118
合計	591,427,038

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成26年 3月17日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	30,956,802	-	30,953,720	3,082
	香港ドル	30,956,802	-	30,953,720	3,082
	合計	30,956,802	-	30,953,720	3,082

(平成26年 9月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	29,075,632	-	29,102,365	26,733
	デンマーククローネ	29,075,632	-	29,102,365	26,733

合計	29,075,632	-	29,102,365	26,733
----	------------	---	------------	--------

## (注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 1口当たり情報 )

平成26年 3月17日現在		平成26年 9月16日現在	
1口当たり純資産額	1.2081円	1口当たり純資産額	1.3337円
(1万口当たり純資産額)	(12,081円)	(1万口当たり純資産額)	(13,337円)

## 附属明細表

## 第 1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CHEVRON CORP	16,188	124.24	2,011,197.12	
	DOW CHEMICAL	23,406	53.04	1,241,454.24	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	41,630	34.32	1,428,741.60	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	24,597	19.40	477,181.80	
	PACCAR INC	26,700	59.54	1,589,718.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	13,424	108.32	1,454,087.68	
	TOYOTA MOTOR CORP -SPON ADR	16,846	117.16	1,973,677.36	

	COMCAST CORP-CLASS A	20,494	57.02	1,168,567.88	
	TIME WARNER INC	27,469	76.20	2,093,137.80	
	HOME DEPOT INC	19,565	89.38	1,748,719.70	
	AMBEV SA-ADR	94,507	6.80	642,647.60	
	LORILLARD INC	19,252	59.03	1,136,445.56	
	MOLSON COORS BREWING CO -B	14,884	76.00	1,131,184.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	13,652	49.95	681,917.40	
	JOHNSON & JOHNSON	21,650	104.72	2,267,188.00	
	MERCK & CO. INC.	35,793	59.52	2,130,399.36	
	MITSUBISHI UFJ FINL GRP-ADR	286,007	5.80	1,658,840.60	
	WELLS FARGO & CO	37,909	51.94	1,968,993.46	
	CME GROUP INC	19,139	79.82	1,527,674.98	
	MORGAN STANLEY	36,620	35.21	1,289,390.20	
	METLIFE INC	17,638	55.06	971,148.28	
	ACCENTURE PLC-CL A	14,346	80.60	1,156,287.60	
	MICROSOFT CORP	66,950	46.24	3,095,768.00	
	CISCO SYSTEMS INC	48,870	25.06	1,224,682.20	
	QUALCOMM INC	14,315	75.08	1,074,770.20	
	NIPPON TELEGRAPH & TELE-ADR	29,656	32.49	963,523.44	
	SK TELECOM CO LTD-ADR	22,129	31.30	692,637.70	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	21,590	48.56	1,048,410.40	
	CENTERPOINT ENERGY INC	23,018	24.27	558,646.86	
	DOMINION RESOURCES INC/VA	13,910	68.66	955,060.60	
	NEXTERA ENERGY INC	14,441	94.18	1,360,053.38	
	APPLIED MATERIALS INC	73,722	22.05	1,625,570.10	
	KLA-TENCOR CORPORATION	11,337	77.33	876,690.21	
	SILICONWARE PRECISION-SP ADR	79,254	6.88	545,267.52	
	米ドル小計	1,260,908		45,769,680.83	(4,905,136,694)
加ドル	BANK OF NOVA SCOTIA	22,041	73.02	1,609,433.82	
	加ドル小計	22,041		1,609,433.82	(156,034,608)
ユーロ	ENI SPA	80,851	18.59	1,503,020.09	
	REPSOL SA	50,607	18.72	947,616.07	
	SOLVAY ET CIE SA -A	5,024	118.50	595,344.00	

	UPM-KYMMENE OYJ	63,145	11.40	719,853.00	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	19,143	36.92	706,855.27	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	12,792	63.94	817,920.48	
	VINCI SA	16,996	45.15	767,369.40	
	DEUTSCHE POST AG-REG	38,162	25.03	955,385.67	
	DAIMLER AG	17,630	63.06	1,111,747.80	
	SODEXO	5,147	76.56	394,054.32	
	AXA	38,570	19.61	756,550.55	
	EDF	23,970	25.31	606,800.55	
	GDF SUEZ	46,944	19.50	915,642.72	
ユーロ小計		418,981		10,798,159.92	(1,498,028,725)
英ボンド	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	87,627	23.88	2,092,970.89	
	PERSIMMON PLC	35,888	13.50	484,488.00	
	BRITISH SKY BROADCASTING GRO	53,533	8.75	468,413.75	
	ASTRAZENECA PLC	18,279	45.45	830,780.55	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	77,470	14.32	1,109,370.40	
	HSBC HOLDINGS PLC	144,468	6.58	950,888.37	
	AVIVA PLC	78,215	5.26	411,801.97	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	241,748	2.93	709,530.38	
	VODAFONE GROUP PLC	626,285	2.01	1,261,964.27	
英ボンド小計		1,363,513		8,320,208.58	(1,447,799,495)
スイスフラン	NESTLE SA-REG	20,293	70.65	1,433,700.45	
	NOVARTIS AG-REG	14,617	88.10	1,287,757.70	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	7,738	275.80	2,134,140.40	
	SWISS RE AG	16,697	75.90	1,267,302.30	
スイスフラン小計		59,345		6,122,900.85	(702,051,811)
スウェーデンクローナ	ELECTROLUX AB - B	28,991	204.60	5,931,558.60	
	SWEDBANK AB - A SHARES	28,827	174.30	5,024,546.10	
スウェーデンクローナ小計		57,818		10,956,104.70	(165,108,497)
ノルウェークローネ	STATOIL ASA	50,731	177.40	8,999,679.40	
		50,731		8,999,679.40	

ノルウェークローネ小計				(150,744,629)	
デンマーククローネ	TDC A/S	116,005	41.50	4,814,207.50	
デンマーククローネ小計		116,005		4,814,207.50	(89,736,827)
豪ドル	TRANSURBAN GROUP	169,696	7.77	1,318,537.92	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	43,558	32.37	1,409,972.46	
	SUNCORP GROUP LTD	56,298	14.40	810,691.20	
豪ドル小計		269,552		3,539,201.58	(342,665,496)
香港ドル	PETROCHINA CO LTD-H	456,000	10.44	4,760,640.00	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	90,000	100.30	9,027,000.00	
	WYNN MACAU LTD	292,400	26.20	7,660,880.00	
香港ドル小計		838,400		21,448,520.00	(296,633,031)
シンガポールドル	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	499,000	3.86	1,926,140.00	
シンガポールドル小計		499,000		1,926,140.00	(163,375,194)
南アフリカランド	MTN GROUP LTD	27,619	247.40	6,832,940.60	
南アフリカランド小計		27,619		6,832,940.60	(66,757,829)
合 計		4,983,913		9,984,072,836	(9,984,072,836)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
豪ドル	投資証券	GOODMAN GROUP	207,827	1,078,622.13	
豪ドル小計			207,827	1,078,622.13	(104,432,194)
合 計				104,432,194	(104,432,194)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 34銘柄	100.0%		48.7%
加ドル	株式 1銘柄	100.0%		1.5%
ユーロ	株式 13銘柄	100.0%		14.8%
英ポンド	株式 9銘柄	100.0%		14.4%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.0%		7.0%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	100.0%		1.6%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.0%		1.5%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.0%		0.9%
豪ドル	株式 3銘柄	76.6%		3.4%
	投資証券 1銘柄		23.4%	1.0%
香港ドル	株式 3銘柄	100.0%		2.9%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.0%		1.6%
南アフリカランド	株式 1銘柄	100.0%		0.7%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 9月30日現在です。

### 【日興スリートップ（隔月分配型）】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	49,798,234,023円
負債総額	88,606,843円
純資産総額（ - ）	49,709,627,180円
発行済口数	69,110,315,083口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7193円

（参考）

### グローバル高配当株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	10,254,289,399円
負債総額	1,434,974円
純資産総額（ - ）	10,252,854,425円
発行済口数	7,643,586,283口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3414円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

## 1【委託会社等の概況】

## (1) 資本金の額

平成26年9月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

## 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

## (2) 会社の意思決定機関（平成26年9月末現在）

## ・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

## ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

## ・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

## (3) 運用の意思決定プロセス（平成26年9月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成26年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)

投資信託総合計	535	100,284
株式投資信託	479	77,271
単位型	75	2,048
追加型	404	75,222
公社債投資信託	56	23,013
単位型	40	360
追加型	16	22,652
投資法人合計	1	43

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第54期 (平成25年3月31日)		第55期 (平成26年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金	3	15,820	3	17,805
有価証券		-		234
前払費用	3	380	3	419
未収入金		4		37
未収委託者報酬		7,472		7,162
未収収益	3	342	3	608
関係会社短期貸付金		606		240
立替金		335		303
繰延税金資産		869		984
その他	2	30	2	30
流動資産合計		25,862		27,826
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	48	1	47
器具備品	1	124	1	134
有形固定資産合計		172		181
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		70		91
無形固定資産合計		70		91
<b>投資その他の資産</b>				

投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

(単位：百万円)

	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	305	329
未払金	3,862	3,404
未払収益分配金	6	6
未払償還金	115	112
未払手数料	3 3,195	3 2,743
その他未払金	545	542
未払費用	3 3,282	3 3,239
未払法人税等	589	2,286
未払消費税等	4 123	4 356
賞与引当金	1,770	1,935
役員賞与引当金	80	150
流動負債合計	10,012	11,702
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	1,001	1,081
その他	55	55
固定負債合計	1,057	1,137
負債合計	11,070	12,840
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,530	22,694
利益剰余金合計	23,530	22,694
自己株式	68	68
株主資本合計	46,045	45,209
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321

純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

## (2)【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108
寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

(単位：百万円)

	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
--	---------------------------------------	---------------------------------------

営業外収益				
受取利息		12		17
受取配当金	1	601	1	1,774
時効成立分配金・償還金		4		4
為替差益		64		26
その他		16		19
営業外収益合計		699		1,842
営業外費用				
支払利息		19		19
有価証券償還損		1		-
時効成立後支払分配金・償還金		15		22
支払源泉所得税		55		57
その他		2		13
営業外費用合計		93		114
経常利益		4,265		8,116
特別利益				
投資有価証券売却益		226		135
関係会社株式売却益		239		-
特別利益合計		465		135
特別損失				
投資有価証券売却損		84		12
関係会社株式評価損		-		4,500
固定資産処分損		3		0
割増退職金		-		59
役員退職一時金		75		235
特別損失合計		163		4,807
税引前当期純利益		4,568		3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480		3,020
法人税等調整額		260		119
法人税等合計		1,740		2,900
当期純利益		2,827		544

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				1,468	1,468		1,468
当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	1,358	1,358	-	1,358

当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
-------	--------	-------	-------	--------	--------	----	--------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876
当期末残高	321	321	45,531

#### 注記事項

（重要な会計方針）

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3年～5年 器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(表示方法の変更)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。</p>

(貸借対照表関係)

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,054百万円</p> <p>器具備品 618百万円</p> <p>2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 3,818百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 58百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 143百万円</p> <p>未払費用 297百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,091百万円</p> <p>器具備品 625百万円</p> <p>2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p> <p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 6,249百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 74百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 98百万円</p> <p>未払費用 274百万円</p> <p>4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p> <p>5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。</p>

## ( 損益計算書関係 )

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 552百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,290百万円</p>

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

## 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

## 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権	新株予約権の目的となる株式の数(株)

新株予約権の内訳	の 目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	当事業年 度末残高 (百万円)
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,215,900	-	2,237,400	16,978,500	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,676,400	-	49,500	1,626,900	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,091,800	-	161,700	5,930,100	-
合計		32,249,300	-	2,448,600	29,800,700	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

#### 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

##### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

##### 2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

##### 3 新株予約権等に関する事項

新株予約権	新株予約権の目的となる株式の数(株)

新株予約権の内訳	の 目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	当事業年 度末残高 (百万円)
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

##### (リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	750百万円	1年内	751百万円
1年超	807百万円	1年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

##### (金融商品関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されてお

ります。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

#### 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1) 現金・預金	15,820	15,820	-
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	-
(3) 未収収益	342	342	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	7,091	7,091	-
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	-
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	-

( )負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
- 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	-	-	-
未収委託者報酬	7,472	-	-	-
未収収益	342	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日でありませぬ。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除

き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

#### 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額( )	時価( )	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

( )負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

#### (5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

## (有価証券関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	96
	小計	724	821	96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 79百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

## 2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

（持分法損益等）

第54期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第55期 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 （単位：百万円）
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379

（退職給付関係）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	1,101
ロ 未積立退職給付債務	1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	"
利息費用	9	"
数理計算上の差異の発生額	9	"
退職給付の支払額	56	"
退職給付債務の期末残高	1,174	"

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	"
未認識数理計算上の差異	92	"
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	"

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	"
数理計算上の差異の費用処理額	16	"
確定給付制度に係る退職給付費用	137	"

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

## (ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

## 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

## (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

### ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	-	-
--------	---	---

(注) 株式数に換算して記載しております。

### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注)1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

##### (1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名

株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

### ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-

権利未行使残	-	-
--------	---	---

(注) 株式数に換算して記載しております。

### 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

### (税効果会計関係)

第54期 (平成25年 3 月31日)		第55期 (平成26年 3 月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)
	賞与引当金繰入超過額		賞与引当金繰入超過額
	672		689
	その他		その他
	196		294
	小計		小計
	869		984
	繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	149		148
	退職給付引当金超過額		関係会社株式評価損
	361		1,665
	固定資産減価償却超過額		退職給付引当金超過額
	174		385
	その他		固定資産減価償却超過額
	75		158
	小計		その他
	760		34
	繰延税金資産小計		小計
	1,630		2,391
	評価性引当金		繰延税金資産小計
	61		3,375
	繰延税金資産合計		評価性引当金
	1,568		1,665
	繰延税金負債(固定)		繰延税金資産合計
	その他有価証券評価差額金		1,710
	199		繰延税金負債(固定)
	繰延税金負債合計		その他有価証券評価差額金
	199		200
	繰延税金資産の純額		繰延税金負債合計
	1,369		200
			繰延税金資産の純額
			1,510

<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">46.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.7%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">12.9%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td>海外子会社の留保利益の影響額等</td> <td style="text-align: right;">6.9%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">84.2%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	38.0%	評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%
法定実効税率 (調整)	38.0%														
評価性引当金の増減	46.6%														
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%														
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%														
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%														

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
-	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。</p>

（関連当事者情報）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606 (千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	9,826百万円
営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

## 第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398 (千 SGD 5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 2 資金の貸付に係る取引金額 398百万円( 5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済 638百万円( 8,000千 SGD)であります。

- 3 Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

三井住友信託銀行株式会社(非上場)

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円
営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

## (セグメント情報等)

### セグメント情報

第54期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

### 関連情報

第54期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

#### 2 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりません。

##### (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

#### 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

#### 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載していません。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略していません。

### (2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

## (1 株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。

## 2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
----	---------------------------------------	---------------------------------------

当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

### 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	46,408	45,531
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

#### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

## (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	2,541百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
高木証券株式会社 1	11,069百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	

1 募集の取扱いを行いません。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額	事業の内容
日興グローバルラップ株式会社	1,499百万円 (平成25年12月末現在)	資産運用に関する業務を営んでいます。
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル (平成26年9月末現在)	
キャピタル・インターナショナル株式会社	450百万円 (平成26年6月末現在)	
J P モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド (平成26年3月末現在)	

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## (3) 投資顧問会社

・各資産の適切な配分比率についての投資助言

日興グローバルラップ株式会社

・委託会社から、投資対象ファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行います。

ピムコジャパンリミテッド

キャピタル・インターナショナル株式会社

- ・委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行いません。

J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

### 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 3月31日	臨時報告書
平成26年 5月30日	臨時報告書
平成26年 6月17日	有価証券届出書の訂正届出書
平成26年 6月17日	有価証券報告書
平成26年 7月31日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年10月22日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興スリートップ（隔月分配型）の平成26年3月18日から平成26年9月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興スリートップ（隔月分配型）の平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。